

## 平塚市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

令和5年4月1日

平塚市農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定に基づき、平塚市農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1. 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として、明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいくことが規定された。

このため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化を進めることができるよう、平塚市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定めるものである。また、この指針は、令和5年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うことになっているため、過去3年間の実績を踏まえ見直すものである。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

現在、農業者の高齢化、後継者不足、遊休農地の増加など、課題が山積していることから、担い手への農地集積・集約化が進まない状況であり、担い手の育成・確保や新規参入の促進に努め、利用権設定や農地中間管理事業を活用した集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

## 2. 遊休農地の解消について

### (1) 遊休農地の解消目標 3 h a (3年間の目標値)

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	1, 4 2 0 h a	2 0 . 2 h a	1 . 4 %
3年後の目標 (令和8年3月)	1, 4 0 8 h a	1 6 . 7 h a	1 . 2 %

※管内農地面積は直近の「耕地及び作付面積統計」に基づく

#### 【目標設定の考え方】

・遊休農地の解消面積以上に新規発生面積が大きいため、相対的に遊休農地面積は直近3年間で2. 1 h a 減少している状況の中、発生抑制に努め、さらなる削減を目指す。

### (2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

・農業委員、農地利用最適化推進委員及び関係機関が連携し、農地の利用状況調査等により遊休農地の状況を把握し、農地の適正な管理を所有者へ働き掛けるとともに、農地利用意向調査を実施し、農地中間管理機構への貸付けや農地のあっせんに努め、遊休農地の解消を図る。

## 3. 担い手への農地利用集積について

### (1) 担い手への農地利用集積目標 1 7 7 h a (3年後の目標値)

#### 【目標設定の考え方】

・過去3年間の増加面積の年平均は8 h a であり、平塚市総合計画において、令和4年度の実績見込み値1 5 3 h a から年間8 h a の増加を目標として設定していることから、当該計画に準じた設定とする。

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	1, 4 2 0 h a	1 5 3 h a	1 0 . 8 %
3年後の目標 (令和8年3月)	1, 4 0 8 h a	1 7 7 h a	1 2 . 6 %

### (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

・農業委員及び農地利用最適化推進委員による地域の担い手への利用集積・集約化を進めるため、農業経営基盤強化促進法による利用権設定や農地中間管理事業等の貸し借り事業の啓発に努める。

・農地中間管理機構等の関係機関との連携を図り、農地の貸し手と借り手のマッチングを行う。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標 21人（3年間の目標値）

##### 【目標設定の考え方】

- ・過去3年間の実績が年平均で7.3人であることから、年間7人を目標とする。

	2年度新規参入者	3年度新規参入者	4年度新規参入者
新規参入実績	7 経営体	7 経営体	8 経営体
	2.8 ha	1.7 ha	1.9 ha

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・農業委員会や農業支援ワンストップ相談窓口が、新規参入や法人参入の相談窓口になっていることを周知する。
- ・相談時には、関係機関と連携を図りながら、各種補助制度や有利な融資制度・研修制度等に関する情報提供を行い、きめ細かい支援を実施する。
- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員は、新規就農者等への農地のあっせん、助言、指導等の支援に努める。

### 4. その他

本指針の目標期間は令和8年3月31日とし、毎年度末に農地等の利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図る。